

東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業
パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザル

実施要領

令和7年5月

東播臨海広域行政協議会

本実施要領において用いる用語を以下のとおり定義します。

本事業	: 加古川市、稲美町、播磨町から地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務の委託を受けた高砂市が 2 市 2 町の一般廃棄物を処理するために設置した東播臨海広域クリーンセンター（以下、「エコクリーンピアはりま」という）で発生した余剰電力の有効利用のため、2 市 2 町がパートナー事業者等と共同で実施する「東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業」をいう。
2 市 2 町	: 東播臨海広域市町圏を構成する加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の普通地方公共団体を総称していう。
地域	: 2 市 2 町の行政区域内をいう。
地域新電力会社	: 2 市 2 町その他の出資により設立する第三セクターで、本事業における小売電気事業及び地域振興事業その他を行う株式会社で「(仮称) とうばんクリーンエナジー株式会社」をいう。
パートナー候補者	: 応募者の中から、本協議会で選定されたパートナー事業者の候補者をいう。
パートナー事業者	: 事業協定を締結の上、共同で本事業を実施する者をいう。
地域振興事業	: 本事業で実施する地域における脱炭素化その他の課題解決に資する事業をいう。
本協議会	: 地方自治法第 252 条の 2 の 2 の規定に基づき 2 市 2 町で設置した東播臨海広域行政協議会をいう。
選定委員会	: 本協議会が設置した「東播臨海広域行政協議会 電力地産地消事業に係るパートナー候補者選定委員会」をいう。
事業協定	: パートナー候補者選定後、2 市 2 町その他出資者との間で協議し、事業計画を策定した上で締結する協定をいう。
募集要項	: 本公募で配布する実施要領、様式集、参考資料及び本公募に係る質疑回答書等の資料であり、本事業の公募に関し、本協議会が示す資料を総称していう。
応募者	: 本事業の公募に応募する応募企業又は応募グループをいう。
構成員	: 本事業の公募に複数の企業で応募する場合において、応募者を構成する企業のうち、地域新電力会社に出資する企業をいう。

- 協力企業 : 本事業の公募に複数の企業で応募する場合において、地域新電力会社に出資は行わず事業開始後、業務の一部を地域新電力会社から直接請負することを予定している企業をいう。
- 応募グループ : 本事業の公募に複数の企業で応募する場合において、構成員及び協力企業からなる企業グループをいう。
- 代表企業 : 単独の企業で本事業に参加する場合には、応募企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員を代表して、応募手続等を行う企業をいう。
- 検討資料 : 2 市 2 町が本事業の可能性を検討した資料として、高砂市ホームページ上で公表している「東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業に係る調査検討業務報告書」本編及び概要版をいう。

東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

2市2町では、2022年度から一般廃棄物（可燃ごみ）について、エコクリーンピアはりま可燃ごみ処理施設で広域処理を行っている。処理過程で発生した余剰電力については、現在、高砂市により再生可能エネルギーはFIT売却し、再生可能エネルギー以外は非FITとして一般競争入札により売却している。

本事業は、このうち非FIT分の余剰電力を2市2町の公共施設で地産地消利用するために地域新電力会社「（仮称）とうばんクリーンエナジー株式会社」を設立し、安定的かつ効率的に各公共施設に電力供給し、地域内公共施設の二酸化炭素排出量の削減を図るとともにエネルギー代金を地域内循環させることを目的として計画しているものである。

地域新電力会社は、2市2町、パートナー事業者及び2市2町が指定する金融機関の出資を前提としており、地域新電力会社の設立及び運営は、小売電気事業等に関する電力事業の専門的な知識とシステム・ノウハウ・経験や外部環境（法改正、その他制度設計や技術革新等）の変化に対応できる企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。また、将来的に、本事業を通じて得た利益の有効活用について、地域の課題解決や裨益に寄与するために行う地域振興事業の計画立案及び実施についても地域の課題やニーズに沿った効果的な企画提案や実行ができる体制の構築が必要となる。そのため、これらの能力を有し、地域新電力会社の運営を共に行うパートナー事業者となり得るパートナー候補者を、公募型プロポーザル方式によって2市2町間で別に締結した基本協定に基づき、本協議会が選定するものである。

なお、2市2町のこれまでの検討経過を示す検討資料を熟知の上、募集要項に示す条件等を踏まえ、応募者自らの創意工夫を活かした提案を本協議会は求めており、選定されたパートナー候補者の提案内容は、パートナー候補者選定後に他の出資者と協議して定める地域新電力会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。

本事業に係る事業スケジュール（予定）は【別紙1】のとおりである。またエコクリーンピアはりまの施設概要は【別紙2】のとおりである。

2 参加資格

本公募に参加できる応募者は、次に掲げる参加資格を全て満たす単独企業又は応募グループであり、応募グループは、構成員及び協力企業で構成され、（1）～（5）は全ての構成員及び協力企業が参加資格を満たし、（6）、（7）は構成員のうち最低1者が満たすものとする。また、構成員から代表企業を定め、代表企業が応募手続を行うこととする。

なお、1つの応募者となった単独企業又は応募グループの構成員及び協力企業は他の応募者に参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公募における資格審査時及びパートナー候補者選定後の事業協定締結時において加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）、稲美町指名停止基準（平成8年告示第69号）、播磨町指名停止基準（平成21年告示第7号）又は兵庫県指名停止基準（平成6年）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者、稲美町契約からの暴力団の排除の推進に関する要綱（平成24年要項第32号）に規定する暴力団等又は播磨町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年要綱第45号）に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに兵庫県及び2市2町における地方税に未納がない者であること。
- (6) 経済産業省に登録されている小売電気事業者であり、かつ、小売電気事業者としての実績が直近2か年継続的に認められること。
- (7) 一般社団法人日本卸電力取引所の取引会員であること。
- (8) 代表企業の直近3か年の自己資本比率の平均が10%以上であること。

3 パートナー事業者として果たす内容及び同意事項

パートナー候補者は、パートナー事業者としての決定に際し、次に掲げる事項を全て満たし、また同意すること。

- (1) 2市2町のパートナー事業者として出資し、地域新電力会社を株式譲渡制限会社として設立すること。なお、資本金総額は最大で5千万円とし、事業協定により定めるものとする。出資比率は、2市2町で82%（ただし、1市町で50%超になることはない）、その他2市2町が指定する金融機関2者で10%の出資とし、パートナー事業者は8%の出資（応募グループの構成員が複数の場合、代表企業が最大の出資者となること）を予定すること。なお、提案で求める初期運転資金の額との差額は金融機関から借り入れ予定である。

- (2) 地域新電力会社の本店所在地は高砂市内とする。
- (3) 利益は、運転資金に充てる他、地域振興事業として取締役会で承認された事業及び2市2町への寄附に活用するものとする。ただし、株主総会の決定により株主への配当を行う場合もあるものとする。
- (4) 取締役は2市2町からそれぞれ1名選出し、その中から代表取締役を選出する。また、パートナー事業者からも取締役1名を選出すること。なお、地域新電力会社設立当初から電力供給開始までの間においては、パートナー事業者から代表取締役を選出する場合もあることに同意すること。
- また、監査役としてパートナー事業者以外から2名を予定していることに同意すること。
- (5) 平成26年8月5日付総財公第102号総務省自治財政局長通知「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」に基づき、2市2町は地域新電力会社に対し、出資金以外には損失補償その他の地域新電力会社の経営悪化への財政支援を一切行わないことに同意すること。
- (6) 会社名称及びロゴは、2市2町との協議により定めること。
- (7) 地域新電力会社には2市2町が指定する従業員2名以内を置くことに同意すること。なお、当該従業員の業務は、「4 パートナー事業者に求める業務内容」以外の業務であり、同項に示すパートナー事業者に求める業務内容に係る調整業務、モニタリング業務及び2市2町との間の調整業務並びに地域振興事業の実施時におけるパートナー事業者と連携してのその他関係者との調整業務である。
- (8) 事業の提案にあっては、エコクリーンピアはりまからの発電電力を2市2町の公共施設に供給するにあたり公共施設の脱炭素化(CO2排出量削減効果が高いほど望ましい)並びに電気料金の安定化及び低減(市場変動による本事業への悪影響が小さいほど望ましく、公共施設側で低減が図れた額と地域新電力会社の利益の額の合計が大きいほど望ましい)に考慮した上でリスク管理ができる事業計画を提案すること。
- (9) 地域新電力会社設立までに要する費用は、2市2町とパートナー事業者で協議の上、パートナー事業者が一時負担し、設立後、地域新電力会社に請求するものとする。
- (10) 事業スケジュールの遵守に努めるものとし、地域新電力会社の小売電気事業に係る事業認可の取得及びその他関係機関への申請手続等の一切をパートナー事業者が滞滞なく行い、令和8年10月1日を開始日として、公共施設へ電力供給すること。なお、開始日に遅延の恐れが生じたときは、パートナー事業者が主体的に必要な対策を講じるものとする。この場合において、原因がパートナー事業者の責任でないと認められる場合は、地域新電力会社の対策に係る費用の負担について関係者で協議するものとする。

※エコクリーンピアは里まの非 FIT 余剰電力については、令和 8 年 10 月 1 日以降、地域新電力会社を売却先とする予定である。なお、エコクリーンピアは里まにおいては、本事業の範囲外で発動指令電源として容量市場に参加していることについて留意すること。

- (11) 事業協定締結前に 2 市 2 町は出資金に係る予算をそれぞれの議会に提案する。2 市 2 町いずれかの議会での議決が得られない場合は、事業協定を締結しないことに同意すること。

4 パートナー事業者を求める業務内容

以下の業務内容を実施するとともに、地域新電力会社運営に関し必要な業務は記載のない業務であってもパートナー事業者において対応すること。なお、以下の業務の実施は地域新電力会社からの委託にて行うことを基本とする。

(1) 地域新電力会社の設立に関する業務

- ア 法人設立業務（事務所設立（会社定款及び社内規定の策定等を含む）及び愛称やロゴの作成等）
- イ 小売電気事業への登録
- ウ 一般社団法人日本卸電力取引所への会員登録（必要に応じて）
- エ 一般社団法人日本卸電力取引所への非化石会員登録

(2) 小売電気事業に関する業務

- ア 需給調整業務
- イ 公的機関等への提出物作成、手続業務
- ウ 管理業務（支払管理等）
- エ 事業計画等の事業戦略業務
- オ 営業業務（問い合わせ対応、電源交渉等）

(3) 地域振興事業に関する業務

- ア 計画立案業務（事業性評価、財源確保等）
- イ 実施及び関係機関協議、調整業務
- ウ 維持管理業務

※ただし、当初事業計画（提案）における委託費又は人件費に要する経費では具体的事業の移行までの計画立案に係る費用のみを見込むこと（具体的事業の実施段階での、上記アからウに係る地域新電力会社からの支出等は、個別に決定するものとする）。

(4) 地域新電力会社の経理、労務、総務に関する業務

- ア 会計業務（請求書作成、料金回収、支払業務等）
- イ 会計管理（資金管理等）

- ウ 財務会計（決算書作成、法人税等計算申告等）
- エ 総務業務（職員給与、福利厚生、取締役会、株主総会業務等）
- オ 広報業務（会社広報業務）

※エの職員給与、福利厚生には、「3 パートナー事業者として果たす内容及び同意事項（7）」に示す2市2町が指定する従業員の給与支払や福利厚生手続を含むものとする。

5 提案内容

応募者は以下の内容を提案書に記載すること。内容は「1 4 提案採点及び選定」を考慮すること。なお、（2）、（3）についての提案は2市2町の公共施設（高圧及び特別高圧で供給する施設）を対象（「4 パートナー事業者に求める業務内容（3）※ただし書き」の地域振興事業の経費に限り対象に含む）とし、地域住民、民間事業者を対象に含めた提案は「（4）地域振興事業」で提案すること。また、2市2町に求める役割分担については必ず明記すること。

（1）パートナー事業者の経営基盤等

ア 経営の健全性（代表企業）

「7 参加申込（6）オ」により提出した書類を基に、それを補完する説明

イ 小売電気事業者としての実績（構成員のうち小売電気事業者）

「7 参加申込（6）ク」により提出した書類を基に、それを補完する説明

（2）事業運営能力

ア 需給調整業務の遂行能力

①需給管理業務遂行の考え方

②地域新電力会社での需給管理に係る実績（過去5年間（2020年度～2024年度）の年度毎の件数）

（提案書には、様式集【5（2）ア】による表を用いること。根拠資料として、実績を証明する書類（仕様書及び契約書の写し（契約相手方、期間及び需給管理が業務に含まれていることが分かる部分を抜粋したもので可））を添付すること）

③インバランス発生抑制のための具体的な対策とその効果

（バランシンググループ加入の場合でも地域新電力会社の費用負担軽減への寄与について提案すること）

イ 運営体制・業務分担

- ①運営時における業務の実施体制、業務分担及び責任（地域新電力会社としての直接雇用の必要性の有無についても示すこと。また、応募グループの場合は企業毎の役割と責任を記載すること）
- ②地域新電力会社が第三セクターとして事業の透明性を確保するための考え方、パートナー事業者が地域新電力会社に情報提供する内容
- ③会社設立時から運営開始までのスケジュール遵守に向けた方針及び体制等の考え方
- ④地域新電力会社の２市２町との連携の考え方（公共施設の電力切替え、供給条件の変更及び供給先の見直し、株主総会及び取締役会の開催とその準備等）
- ⑤運営開始当初に、負荷率 28%未満の２市２町の公共施設全てに供給することを前提とした会社設立及び初期運営に係る資金の額
- ⑥地域新電力会社が小売電気事業を内製化しようとする場合のノウハウ移転等の協力関係構築の考え方
- ⑦その他応募者独自の提案

（３）事業計画

２市２町では、設立する地域新電力会社について、経営の安定化を確保した上で、本事業の目的である二酸化炭素削減及び地域経済循環の２つの効果を最大化させたい。本項目における提案においては、以下に示す供給拡大化方針を達成させるための提案を求める。

（第１段階）運営開始当初は、高圧又は特別高圧で受電している２市２町の負荷率 28%未満の公共施設全てに供給する。

（第２段階）供給する２市２町の公共施設を段階的に増やし、2032 年度を目途に高圧及び特別高圧で供給する全施設に供給する。

（第３段階）継続的な電力供給により、２市２町の公共施設での二酸化炭素排出量の削減を進め、将来の公共施設のゼロカーボンを推進していく。

※以下の提案を求める項目「ア～ウ」に係る応募者の提案については、整合を図ること。

ア 電力調達方針

- ①地域新電力会社の事業目的（廃棄物発電の有効活用による二酸化炭素排出量削減及び地域経済循環）及び供給拡大方針を踏まえた電源構成の考え方や電源調達プロセスの考え方
- ②調達コストや安定調達のバランス、リスク管理（検討資料に示す 29 のリスクのうち電力市場の高騰リスクに関するもの）の考え方

③その他応募者独自の提案

イ 二酸化炭素削減計画

- ①ケース 1（2024 年実績ベース、負荷率 28%未満の公共施設全てに供給する場合）の場合のエコクリーンピアはりま調達分を考慮した 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数及び検討資料本編 P8. 表 1-2 「地産地消事業で 2 市 2 町が活用可能な電力量・CO2 削減効果」に示す削減目標への寄与率（提案書には、様式集【5（3）イ】による表を用いること）

排出係数算定根拠について提案書に概要を、根拠資料に詳細を示すこと。

- ②ケース 2（2032 年予測ベース、全施設に供給する場合）の場合のエコクリーンピアはりま調達分を考慮した 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数及び検討資料本編 P8. 表 1-2 「地産地消事業で 2 市 2 町が活用可能な電力量・CO2 削減効果」に示す削減目標への寄与率（提案書には、様式集【5（3）イ】による表を用いること）

排出係数算定根拠について提案書に概要を、根拠資料に詳細を示すこと。

- ③「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」を踏まえた将来的な 2 市 2 町の公共施設の二酸化炭素排出量削減に係る考え方

④その他応募者独自の提案

ウ 事業の収益性

- ①ケース 1（2024 年実績ベース、負荷率 28%未満の公共施設全てに供給する場合）の収益性（記載する項目、内容、算出条件及び補足事項は【別紙 3】による）

（提案書には、様式集【5（3）ウ】による表を用いること）

- ②ケース 2（2032 年予測ベース、全施設に供給する場合）の収益性（記載する項目、内容、算出条件及び補足事項は【別紙 3】による）

（提案書には、様式集【5（3）ウ】による表を用いること）

- ③その他応募者独自の提案（「ア 電力調達方針」、「イ 二酸化炭素削減計画」）を考慮した収益性向上の提案その他）

エ 事業リスク対策

- ①検討資料に示す 29 のリスク対策について補完する具体的な提案（高リスクと思われるものについて具体策の提案を求める。ただし、「ア 電力調達方針」で求めるリスク対策は除く）

- ②検討資料に示す 29 のリスク対策のうち、パートナー事業者の撤退リスクについて考え方を示すこと。

③その他応募者独自の提案

(4) 地域振興事業

地域振興事業の考え方については、脱炭素効果が期待でき、かつ、地域裨益に繋がる事業の実施を想定しており、それを前提とした提案を求める。

ア 地域振興事業への取り組み

- ①地域新電力会社の2市2町との連携に係るパートナー事業者の役割
- ②地域振興事業の実施体制について、「4 パートナー事業者に求める業務内容(3)」について運営当初の体制及び事業実施段階での体制の考え方

③その他応募者独自の提案

イ 再生可能エネルギーの開発及び有効活用

- ①地域内のある土地についての活用方法に係る考え方の提案

ある土地の有効活用の考え方について提案を求める。

(提案を求める内容)

- ・土地活用計画の概要
- ・費用対効果(費用100万円当たりの地域内の二酸化炭素排出量の削減効果)
- ・費用対効果の算出根拠(二酸化炭素排出削減量、イニシャルコスト、ランニングコスト、撤去コスト、使用年数、地域新電力会社の収益)
- ・地域新電力会社及びパートナー事業者の役割と資金調達(補助金等)への取り組み

(前提条件)

- ・土地条件：面積 約30,000 m²
形状 平地(造成済み)
外部環境 重塩害地域
日照遮蔽物無し
太陽光パネルの設置 パネル容量約2,300kW程度まで可能
※土地使用料は無視してよい。
用途地域 工業専用地域
- ・系統連系：6.6kV送電とする。一般送配電事業者への系統連系に係る負担金は無視してよい。
- ・設備仕様：太陽光パネル等の設備は塩害対策仕様とする。
- ・SPC(特別目的会社)の設立：提案上は、SPCは設立せず地域新電力会社自らが実施運営することとする。

- ・費用対効果：地域内の年間二酸化炭素排出削減量／{(イニシャルコスト＋撤去コスト)／使用年数＋年平均ランニングコスト－事業による地域新電力会社の支出削減と収入増加合計の年間平均額}

※金額は 100 万円単位

※費用対効果の算出においては、必要な費用全額を、地域新電力会社が資金調達することを前提とすること。

※事業実施による地域新電力会社の支出削減と収入増加は、外部調達電力量の減及び外部売却電力の増から算出すること。

- ・費用対効果に用いる二酸化炭素排出係数：

2023 年度関西電力（残差）の排出係数 0.000419 (t-CO₂/kWh)

- ② ①の提案に係る資金調達の工夫

ウ 地域全体への貢献

- ①地域からの再生可能エネルギーその他の非化石電源調達に係る方針及びそれに係る地域新電力会社の経費（パートナー事業者への委託料を含む）の考え方
- ②地域住民、地域内事業者への貢献
地域振興事業の具体的事業の提案と実績の有無（提案書には、様式集【5（4）ウ】による表を用いること。根拠資料として実績を証明する書類（事業パンフレット等）を添付すること）
- ③環境学習その他の脱炭素に資する啓発活動やPRに関する考え方
- ④その他応募者独自の提案

6 公募スケジュール

本公募に係る公募スケジュールは、次のとおりとする。【別紙4】に本公募の進行イメージを示す。

- (1) ホームページで公募公表：令和7年5月7日（水）

※公募文書は高砂市ホームページで公表し、加古川市、稲美町、播磨町は各ホームページで高砂市へのリンクを掲載

- (2) 参 加 申 込 期 限：令和7年6月6日（金）16時
- (3) 質 問 受 付 期 限：令和7年6月6日（金）16時
- (4) 資 格 審 査 結 果 の 通 知：令和7年6月17日（火）
- (5) 質 問 へ の 回 答：令和7年7月1日（火）

- (6) 提案書の提出期限：令和7年8月29日（金）16時
- (7) プレゼンテーションの実施：令和7年10月6日（月）
- (8) パートナー候補者選定結果通知・公表：令和7年10月中旬～下旬

7 参加申込

本公募に参加意思のある者は、書面により、以下のとおり参加申込をすること。参加申込後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。

(1) 参加申込に係る提出書類

- ア 参加申込：参加申込書（様式第1号）
- イ 参加申込後の辞退：参加辞退届（様式第2号）
- ウ （応募グループによる場合）
 - 応募者の構成（役割分担）（様式第3号-1）
 - 応募者の構成（構成員・協力企業の連絡先）（様式第3号-2）
 - 委任状（代表企業への委任）（様式第3号-3）
- エ （代表企業の代表者が代理人に委任する場合）
 - 委任状（代理人）（様式第4号）

(2) 提出期限：令和7年6月6日（金）16時（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送 ※受付時間は、平日の9時から16時までとする。

(4) 提出先：高砂市生活環境部環境政策課（以下、「事務局」という）

※郵送の場合は、必ず到着確認を事務局に行うこと。

(5) 提出部数：1部

(6) 添付資料：次のとおり

- ア 応募グループ全ての会社概要（パンフレット等）
- イ 応募グループ全ての法人登記簿謄本（提出の日から3か月以内に発行されたもの、写し可）
- ウ 応募グループ全ての印鑑証明書（写し不可）
- エ 応募グループ全ての直近事業年度の納税に関する証明書（提出の日から3か月以内に発行されたもの、写し可）
 - (ア) 法人税（国税）並びに消費税及び地方消費税の完納証明（納税証明書様式その3の3）
 - (イ) 兵庫県税の完納を証明する書類
 - (ウ) 2市2町それぞれの地方税の完納を証明する書類
- オ 代表企業の直近事業年度3か年の決算財務諸表の写し及び指定様式
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) キャッシュフロー計算書

- (エ) 株主資本等変動計算書
- (オ) 経営状況等調査表（様式第 5 号）
- カ 小売電気事業者として登録を証する書類の写し（応募者の構成員のうち最低 1 者）
- キ 一般社団法人日本卸電力取引所の取引会員証書の写し（応募者の構成員のうち最低 1 者）
- ク 小売電気事業者としての実績（様式第 6 号）
（応募者のうち「2 参加資格（6）」の構成員の経済産業省資源エネルギー庁ホームページ統計表一覧需要実績 3-(1)に該当する需要電力量の実績で、過去 5 年間（2020 年度～2024 年度）の年度毎の数値を記載すること）

8 参考資料の提供

上記参加申込のあった者に対し、申込書の提出を受けた後、以下の資料の PDF データ及び Excel データを提供する。なお、提供した資料は、このプロポーザルの応募に関する目的以外で使用することを禁じ、この目的の範囲内であっても、応募者以外の第三者に使用させること及び内容を提示することを禁じる。

（1）提供する資料

- ア エコクリーンピアはりま売電実績データ
2024 年（1 月～12 月）実績データ
- イ エコクリーンピアはりま売電予測データ
2032 年（1 月～12 月）予測データ ※2024 年との曜日違いは補正済み。
- ウ 2 市 2 町の公共施設毎の電力使用実績
2024 年（1 月～12 月）実績データ ※データ欠損部分は補正済み。
施設数 198 （加古川市 102、高砂市 56、稲美町 18、播磨町 22）
- エ エコクリーンピアはりま稼働実績データ（参考）
2022 年 4 月～2025 年 3 月の月別、種別毎データ

（2）提供方法

データは事務局が送付する大容量ファイルシステムにより入手すること。なお、提供したデータについて、応募者は、本公募の終了時において適切に処分すること。

9 質問の受付及び回答

質問への受付及び回答は、次のとおりとする。ただし、参加申込に必要な提出書類に係る質問に限り、事務局への電話での質問を可とする。

- （1）質問受付期限：令和 7 年 6 月 6 日（金）16 時までとする。
- （2）質問方法：電子メールで以下のメールアドレスへ送付すること。

メール件名：東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザルに関する質問（法人名）

メール本文：質問者（法人）の住所、代表者名及び担当者名を明記

メール添付：東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザル募集要項に関する質疑書（様式第7号）

電子メールアドレス：tact2915@city.takasago.lg.jp

（3）質問内容：本公募に直接関係するものに限る。評価に係る質問は受け付けない。

（4）回答方法：高砂市ホームページにおいて令和7年7月1日（火）までに掲載する。

高砂市ホームページ URL：https://www.city.takasago.lg.jp/

（5）説明会：実施しない

（6）その他：質問への回答は、「12 資格審査の実施」において適合となった応募者からの質問にのみ行う。

10 提案書の提出方法

提案にあたり提出する書類は、次のとおりとする。

（1）提案書（書式は様式集に定める表を除き任意）：正本1部、副本12部及び副本の電子データ（PDF形式）を提出すること。以下に作成に係る条件等を示す。

①提案書はA4判とし、フォントサイズは図表等を除き10ポイント以上とすること。

②表紙及びページ番号をつけ、「5 提案内容」の項目順に記載すること。

③提案書は表紙及び根拠書類を除き50ページ以内とし、「14 提案採点及び選定（2）評価項目及び配点」に示す評価項目（小項目）毎に改頁すること。

④正本のみ様式第8号を添付して提出するものとし、それ以外の提案書の内容には、応募者が特定できるような社名は使用しないこと。

なお、「5 提案内容」において、根拠資料と記載ある内容については、正本のみに添付すること。根拠資料は提案内容の正確性を確認するための資料であることに留意して作成すること。

11 提案書の提出先

提案書の提出先は、次のとおりとする。

（1）提出期限：令和7年8月29日（金）16時（必着）

（2）提出方法：持参又は郵送 ※郵送の場合は、必ず到着確認を事務局に行うこと。

（3）提出先：〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

高砂市生活環境部環境政策課 宛

1 2 資格審査の実施

(1) 資格審査の方法

提出された参加申込書及び添付資料をもとに、「2 参加資格」に適合するか本協議会で審査を行う。

(2) 資格審査結果の通知

令和 7 年 6 月 17 日（火）までに、応募者の代表企業に郵送にて通知する。

1 3 プレゼンテーション

提出された提案書をもとに、選定委員会に対しプレゼンテーションを実施する。

(1) 方法：プロジェクターを用いた説明とする。（プロジェクター及びスクリーンは本協議会で準備するが、パソコンは応募者が持参すること）

(2) 説明者（入室者）：4 名以内とする。（代表企業は最低 1 名出席すること）

(3) 時間：原則 30 分以内とし、その後 20 分程度の質疑応答を行う。

(4) 日時：令和 7 年 10 月 6 日（月） 具体的な時間は別途通知する。

(5) 場所：別途通知する。

(6) 公開の別：非公開とする。

(7) その他：プレゼンテーションにおいて応募者が特定できるような社名の使用及び発言はしないこと。また、提出した提案書に基づきプレゼンテーションを行い、提案書に記載されていない新たな提案は受け付けない。なお、プレゼンテーション及び質疑応答の録音又は録画を本協議会が行う場合がある。

1 4 提案採点及び選定

提案書及びプレゼンテーションをもとに、選定委員会は、評価の視点に基づき選定委員が採点を行う。採点及び選定は、次のとおり行う。

(1) パートナー候補者の選定

提案について、選定委員会委員 6 名がそれぞれ、「(2) 評価項目及び配点」及び「(3) 評価項目の採点方法」に基づき 100 点満点で採点する。本協議会は、その合計点数が最も高い応募者をパートナー候補者、次に高い応募者を次点者として選定する。ただし、合計得点が 360 点に満たない場合は、本協議会はパートナー候補者として選定しない。また、評価項目（★印の小項目）の評価を選定委員の 1 人以上が「E」とした場合、選定委員会で協議し、パートナー候補者に選定しないことがある。

(2) 評価項目及び配点

評価項目 大項目	評価項目 小項目	配点	評価 点
パートナー事業者の経営基盤等	経営の健全性(代表企業)	10	15
	小売電気事業者としての実績（構成員のうち小売電気事業者）	5	
事業運営能力	需給調整業務の遂行能力★	5	20
	運営体制・業務分担★	15	
事業計画	電力調達方針	10	50
	二酸化炭素削減計画	15	
	事業の収益性★	15	
	事業リスク対策	10	
地域振興事業	地域振興事業への取り組み	5	15
	再生可能エネルギーの開発及び有効活用	5	
	地域全体への貢献	5	

(3) 評価項目の採点方法

評価項目（小項目）毎に、次に示す5段階により評価、点数化する。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	非常に優れている	項目ごとの配点×1.00
B	優れている	項目ごとの配点×0.80
C	一定の評価ができる	項目ごとの配点×0.60
D	やや評価ができる	項目ごとの配点×0.40
E	評価できない	項目ごとの配点×0.20

(4) 評価基準

評価基準は、選定委員会が応募者の提案内容を評価するに当たり、あらかじめ評価の視点を示し、応募者の提案について具体的な指針を与えるものである。評価基準毎の評価の視点は次表のとおりである。

なお、「4 パートナー事業者に求める業務内容（3）※ただし書き」に示す内容以外の地域振興事業（事業者、住民等の民間への電力調達及び供給を含む）については、評価項目（大項目）のうち地域振興事業で評価することに留意すること。

表 評価項目毎の評価の視点

評価項目 大項目	評価項目 小項目	評価の視点
パートナー事業者の 経営基盤等	経営の健全性(代表企業)	・ 経営状況が健全なほど望ましい。
	小売電気事業者としての実績(構成員のうち小売電気事業者)	・ 本事業の事業規模と比較し、パートナー事業者が取り扱う需要電力量の実績が多いことが望ましい。
事業運営能力	需給調整業務の遂行能力	・ 需給管理業務遂行の考え方が合理的であるか。 ・ 本事業の事業規模と比較して、地域新電力会社への需給管理に係る実績があることが望ましい。 ・ インバランス発生抑制対策が講じられており、地域新電力会社の費用負担軽減に寄与できることが合理的に提案されているか。
	運営体制・業務分担	・ 運営時におけるパートナー事業者に求める業務についての実施体制、業務分担及び責任（応募グループの場合は企業毎の役割と責任を含む）が合理的かつ効率的であり、業務分担や責任が明確に提案されているか。なお、「4 パートナー事業者に求める業務内容」の実施については、パートナー事業者へ委託することが望ましい。 ・ 地域新電力会社が第三セクターとして事業の透明性を確保するためにどのように業務を実施するか。また、パートナー事業者からの情報提供する種類、内容が示され、地域新電力会社の透明性確保に寄与することが説明されているか。 ・ 会社設立時から運営開始までのスケジュール遵守に向けた方針及び体制等の考え方が適切であるか。令和 8 年 10 月 1 日供給開始に遅延が生じないための対策が必要な場合、地域新電力会社の負担軽減に繋がる提案があるか。

		・ 2 市 2 町との連携の考え方について、地域新電力会社が主体となって、2 市 2 町の公共施設の電力会社供給切替え、供給条件の改正及び供給する公共施設の見直し、株主総会及び取締役会の開催とその準備等を行うために、地域新電力会社の業務を担うパートナー事業者の役割について十分な対応が取れているか、また 2 市 2 町が指定する職員との役割分担が明確になっているか。 ・ 会社設立及び初期運営に係る資金の額について、負荷率 28%未満の 2 市 2 町の公共施設全てに供給する際の、会社設立及び初期運営に係る資金の額について、安定的な経営ができる説明がなされているか。また、会社設立に係る費用（パートナー事業者の人件費を含む）に合理性があるか。 ・ 地域新電力会社が小売電気事業を内製化しようとする場合のノウハウ移転等の協力関係構築の考え方について、パートナー事業者としての協力の内容及び新たな協力関係構築の在り方について、十分な提案がなされているか。
事業計画	電力調達方針	・ 地域新電力会社の事業目的（廃棄物発電の有効活用による二酸化炭素排出量削減及び地域経済循環）及び供給拡大方針を踏まえた電源構成の考え方や電源調達プロセスの考え方が明確であるか。 ・ 再生可能エネルギー電源の導入に積極的か。 ・ 調達コスト低減に効果的な対策が講じられているか。安定調達のバランスや市場高騰リスクについても考慮されているか。
	二酸化炭素削減計画	・ 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数及び 2 市 2 町それぞれの削減目標へ寄与しているか。 ・ 将来的な 2 市 2 町の公共施設の二酸化炭素削減に係る方針（地域新電力会社の供給電力について、二酸化炭素排出係数の低減対策が図れ、供給拡大化方

		針を考慮した効果等) について具体的に示されているか。また、継続性について考慮されているか。
	事業の収益性	・ケース 1 (2024 年ベース、負荷率 28%未満公共施設に供給)、ケース 2 (2032 年ベース、全施設に供給) の収益性について、それぞれのケースで、収入は少なく、利益は多いことが望ましい。 ・パートナー事業者へ委託する経費が明確に示され、価格が適切であるか。
	事業リスク対策	・事業リスク対策について、具体的かつ効果的な提案があるか。2 市 2 町が特に懸念するリスク (検討資料概要版に示すリスク) に対策が講じられているか。 ・パートナー事業者の撤退リスクについての考え方等が明確になっており、事業の継続性への影響について、リスクの軽減が図れているか。
地域振興事業	地域振興事業への取り組み	・地域新電力会社と 2 市 2 町との連携について、パートナー事業者の役割が明確で対応に積極性が見られるか。 ・地域振興事業の実施体制について、「4 パートナー事業者に求める業務内容 (3)」について将来の地域振興事業の検討を行える体制が運営当初にとられていることが確認できるか。 ・事業実施段階での体制強化についての考え方が明確になっており、かつ、2 市 2 町が指定する従業員との役割分担について効果的に機能する考え方があるか。
	再生可能エネルギーの開発及び有効活用	・地域内のある土地の活用方法に係る考え方について、本要領に示す条件で、有効活用による費用対効果 (二酸化炭素削減効果) が大きく、二酸化炭素削減量が多いほど望ましく、その提案に具体性が伴っているか。 ・資金調達の工夫 (補助金確保等) が具体的かつ効果的であり積極性があるか。

	地域全体への貢献	・地域からの再生可能エネルギーその他の非化石電源調達について、2032 年ベースのエコクリーンピアはりま発電電力量及び公共施設需給量を考慮した上で、公共施設、一般家庭及び民間事業者からの調達について、実現可能で最大化できる具体的な提案があるか。また、それに係る地域新電力会社の業務実施体制及び経費負担の考え方に合理性があるか。 ・地域住民、事業者への貢献について、地域新電力会社が、地域の脱炭素化及び地域裨益のために、民間への電力供給、住民生活の向上その他の社会貢献について、地域で実現可能な具体的事業の提案があるか。また、応募者にその事業の実績があるか。 ・環境学習その他の脱炭素に資する啓発活動や PR に関する地域新電力会社の積極性があるか。
--	----------	--

※各評価項目における応募者独自の提案については、有意義な提案と認められるものを評価し採点時に考慮する。

1 5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、候補者選定後速やかに、高砂市ホームページにおいて以下の項目を公表するとともに、プレゼンテーションに参加した応募者の代表企業に書面にて通知する。

- (1) 選定されたパートナー候補者及び次点者の名称

1 6 パートナー事業者との事業協定

本協議会で選定したパートナー候補者は、事業計画書案（本公募の提案に基づく事業計画、2032 年度までの収支計画及びその他の必要な計画案）を策定の上、2 市 2 町その他出資者と協議し、事業協定を締結することにより正式にパートナー事業者に決定するものとする。なお、選定したパートナー候補者との協議が整わなかった場合には選定を取り消し、次点者をパートナー候補者とする。

1 7 その他留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に関する一切の経費は応募者の負担とする。これについて、パートナー候補者に選定後の「3 パートナー事業者として果たす内容及び同意事項(11)」に該当する場合も同様とする。
- (2) 同一の応募者による複数の提案は受け付けない。
- (3) 提案書の提出後の修正・差し替えは認めない。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。なお、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、2 市 2 町情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (5) 提出された提案書等は応募者に無断で利用しない。ただし、このプロポーザルの手続及び事務処理に必要な範囲で複製・保存等を行う。
- (6) 資格審査、採点及び選定結果について説明を求めること及び異議を申し立てることはできないものとする。

事務局：高砂市生活環境部環境政策課

所在地：〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1-1

高砂市役所本庁舎 3 階

電話：079-443-9065

メール：tact2915@city.takasago.lg.jp

【別紙 1】

東播臨海広域市町圏における電力地産地消事業スケジュール（予定）

	令和7年度（2025年度）												令和8年度（2026年度）											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
パートナー候補者選定																								
事業計画策定及び協議																								
（2市2町）出資金の予算議決																								
事業協定締結（パートナー事業者決定）																								
出資及び地域新電力会社設立																								
供給準備																								
供給開始																								

【別紙2】

エコクリーンピアはりま 施設概要

区 分			内 容	
所 在 地			高砂市梅井6丁目1番1号	
敷 地 面 積 建 築 面 積 工 場 棟 そ の 他 延 床 面 積 完 成 年 月			30,195.72 m ²	
			12,642.95 m ²	
			11,036.55 m ²	
			1,606.40 m ²	
			24,007.87 m ²	
			2022年5月	
			※FIT売電は試運転期間の2021年12月1日より開始	
主 な 設 備	建 築 構 造		RC造／SRC造／S造、地下1階・地上7階建て	
	ご み 焼 却 施 設	形 式	回転式ストーカ炉	
		焼 却 能 力	429トン／日（143トン／24時間 × 3炉）	
		処理対象物	可燃ごみ＋破碎残渣	
	不 燃 ・ 粗 大	形 式	低速回転式破碎機＋高速回転式破碎機＋選別機	
		処 理 能 力	34トン／5時間	
		処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ	
余熱利用設備			蒸気タービン発電機 12,000kW×1基（抽気復水式） 場内使用、売電	
設計施工			株式会社 神鋼環境ソリューション	
運営委託			(DBOによる運営委託)2022年6月1日～2042年3月31日 株式会社 高砂環境サービス（特別目的会社）	

【別紙 3】

(1) 算定期間

【ケース 1】2024 年想定 「8 参考資料の提供 (1) ア、ウ」の数値を用いて算定すること。

【ケース 2】2032 年想定 「8 参考資料の提供 (1) イ、ウ」の数値を用いて算定すること。

(2) 提案書に記載する項目、内容、算出条件及び補足事項

【共通事項】

- ・ 負荷率 28%未満の公共施設全てに供給する場合について記載すること。
- ・ 提案書に記載する金額は、全て消費税及び地方消費税相当額を含まないものとし、千円単位で記載すること。(百円単位を四捨五入)

項目		記載内容	算出条件及び補足事項
販売計画	契約電力[kW]	契約電力の合計値	「8 参考資料の提供(1)ウ」による公共施設毎に 30 分電力量の最大値を 2 倍した数の合計値
	需要電力量[kW h]	年間需要電力量の合計値	「8 参考資料の提供(1)ウ」による公共施設毎の需要電力量の合計値
	負荷率[%]	前 2 項目から算出した数値	同左
収入 [千円]	電気料金	基本料金及び電力量料金の合計値 (() 内に関西電力標準メニューによる合計値の想定を記載すること)	①基本料金単価[円/kW]×公共施設毎の年間 30 分値の最大値の 2 倍 ②電力量料金単価[円/kWh]×公共施設毎の需要電力量[kWh] 提案書への記載は、①②の全ての施設の合計額とすること。根拠資料として公共施設毎にまとめた季節、時間帯を考慮した一覧表を提出すること。 (補足事項) 電気料金は表 1 で設定した関西電力標準メニューの価格を下回る単価で提案すること。 (公共施設毎の関西電力標準メニューの種別は施設毎の用途及び使用傾向により想定すること)
	燃料費調整額	燃料調整費の合計額 (() 内に関西電力標準メニューによる合計値の想定を記載すること)	燃料費調整額単価[円/kWh]×需要電力量[kWh] ケース 1, 2とも 2024 年 1 月~12 月期間の実績から応募者の提案により単価を設定すること。単価設定の根拠は提案書に記載すること。 (() 内に記載する関西電力標準メニューによる燃料調整費は、ケース 1, 2とも 2024 年 1 月~12 月の関西電力燃料調整費額を採用すること。※2024 年 1 月~3 月の間の燃料調整費は検討資料本編 P97 図 4-7 記載の額とする)
	再エネ賦課金 (納付金)	3.49[円/kWh]×需要電力量[kWh]	同左
	収入合計	前 3 項目の合計値を記載	同左

項目		記載内容	算出条件及び補足事項
調達計画	エコクリーンピアはりま非 FIT 分 調達電力量[kWh]	エコクリーンピアはりま非 FIT 分の年間合計値	「8 参考資料の提供（１）ア又はイ」の全量とする。
	外部調達電力量[kWh]	電力市場その他の外部からの年間調達量の合計 値	同左
	外部売電電力量[kWh]	電力市場その他の外部への年間売電量の合計 値	同左 ※負数で記載すること。
	調達量合計	前３項目の合計値及び 「販売計画 需要電力量」との差分	販売計画との差分については送電ロス分を見込むこと
支出 [千円]	エコクリーンピアはりまへの 電気料金支払い	エコクリーンピアはりまへの電気料金年間支払額	調達価格[円/kWh]×エコクリーンピアはりまからの調達電力量[kWh] 調達価格はケース１ 5.18 円/kWh、ケース２ 7.19 円/kWh とする。
	外部調達料金	外部調達電力量に対する年間支払額及び 1kWh 当たりの外部調達単価	外部調達単価[円/kWh]×外部から調達する電力量[kWh] 電力市場からの調達単価はケース１，２とも 2024 年 1 月～12 月の市場動向を反映さ せること。 外部調達単価は加重平均単価で記載するものとし、電力市場調達以外からの調達を含 む場合は、その根拠について、提案書に概要を、根拠資料に詳細を記載すること。
	外部売電料金	外部売電電力量に対する年間売却額及び 1kWh 当たりの外部売電単価	外部売電単価[円/kWh]×外部へ売電する電力量[kWh] 外部売電単価は加重平均単価（必ずしも変動単価とする必要はない）で記載するもの とし、その根拠について、提案書に概要を、根拠資料に詳細を記載すること。 ※負数で記載すること。（収入であるが支出欄に記載すること）
	託送料金	一般送配電事業者に支払う託送料金の 年間支払額	託送料金単価[円/kW]×契約電力[kW]+託送料金単価[円/kWh]×需要電力量[kWh] ※託送料金単価は本公募公表日（令和 7 年 5 月 7 日）の関西電力送配電株式会 社の接続送電サービス料金とすること。
支出 [千円]	需要インバランスコスト	需要インバランスに係るコストの年額	インバランスコストは応募者独自で提案し、提案書に概要を、根拠資料に詳細を記載する こと。
	発電インバランスコスト	発電インバランスに係るコストの年額	発電インバランスに係るコストは地域新電力会社の負担とし、エコクリーンピアはりまには負 担を求めないものとする。インバランスコストについては応募者独自で提案し、提案書に概要

			を、根拠資料に詳細を記載すること。
容量抛入金	電力広域的運営推進機関への年間支払額		容量市場抛入金単価[円/kW・月]×需要家の契約電力[kW]×12 か月 容量抛入金単価は、475 円/kW とする。
再エネ賦課金（納付金）	電力広域的運営推進機関への年間支払額		収入金額と同額とする。
発電側課金	一般送配電事業者への年間支払額		年間 13,500 千円を見込むこと。 エコクリーンピアはりまへの電力料金支払いとは別に計上し、一般送配電事業者への支払は地域新電力会社から行うものとする。
直接原価合計	前 9 項目の合計値		同左
人件費又は委託料	人件費又は委託料の年額		応募者の提案額を記載すること。また、「4 パートナー事業者に求める業務内容（2）～（4）」の細目毎の内訳を提案書に記載すること。 ※提案においては、2 市 2 町が指定する従業員に係る人件費は考慮しないこととする。 ※（3）については、具体的事業の移行までの計画立案に係る費用のみを見込むこと
需給管理・顧客管理システム 利用料	需給管理・顧客管理システム利用料の年額		応募者の提案額を記載すること。また、提案書に、業務に必要なシステム毎の内容及び年間利用料を記載すること。
間接原価合計	前 2 項目の合計値		同左
支出合計	直接原価合計 + 間接原価合計		同左
利益【千円】	売上総利益	収入合計－支出合計を記載	同左

*バランシンググループに支払う手数料、二酸化炭素排出係数の低減等（証書購入）の小売電気事業の営業に必要な経費は、表中に記載無い場合、応募者で支出欄を追加して作成すること。

その他必要な経費

経費の種類	内容	金額（千円）
合計		

その他必要な経費とその想定額は、応募者の提案による。

表 1 (【別紙 3】関係)

			関西電力価格	
			標準メニュー料金	【参考】 燃料調整費、再エネ賦課金 を含んだ料金
高圧電力 AS	基本料金[円/kW]		1911.80	
	電力量料金 [円/kWh]	夏季	18.07	21.24
		その他季	17.00	20.17
高圧電力 AS-TOU	基本料金[円/kW]		1911.80	
	電力量料金 [円/kWh]	重負荷時間	18.05	21.22
		昼間時間	18.05	21.22
		夜間時間	15.89	19.06
高圧電力 BS	基本料金[円/kW]		2043.80	
	電力量料金 [円/kWh]	夏季	16.68	19.85
		その他季	15.73	18.90
高圧電力 BS-TOU	基本料金[円/kW]		2043.80	
	電力量料金 [円/kWh]	重負荷時間	16.65	19.82
		昼間時間	16.65	19.82
		夜間時間	15.14	18.31
高圧電力 BL-TOU	基本料金[円/kW]		2043.80	
	電力量料金 [円/kWh]	重負荷時間	16.65	19.82
		昼間時間	16.65	19.82
		夜間時間	15.14	18.31
特別高圧 電力 B	基本料金[円/kW]		1886.50	
	電力量料金 [円/kWh]	夏季	15.66	18.83
		その他季	14.79	17.96

【別紙4】本公募の進行イメージ

